

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【公開番号】特開2017-185311(P2017-185311A)

【公開日】平成29年10月12日(2017.10.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-039

【出願番号】特願2017-136815(P2017-136815)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月23日(2018.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を受け入れ可能な始動口と、前記始動口への遊技球の受け入れに基づき特別抽選を行う特別抽選手段とを備え、前記特別抽選の結果が当たりであることにもとづいて特別遊技が実行される遊技機であって、

前記始動口の上流側に設けられるゲートと、

前記ゲートを遊技球が通過したことにもとづいて普通抽選を行う普通抽選手段と、

前記始動口への遊技球の受け入れが容易化されるように動作可能な可動部材と、

前記普通抽選手段による普通抽選の結果に応じて前記可動部材を動作させることにより前記始動口への遊技球の受け入れを容易化させる制御を実行可能な可動部材制御手段と、を備え、

1つのユニットに設けられる前記ゲートを通過した遊技球が、同じユニットに設けられる前記始動口に、この遊技球自身の通過に基づき行われる前記普通抽選の結果に応じた前記可動部材の動作によって受入可能に構成され、

前記ゲートを通過して前記可動部材の可動領域に至るまで、前記ゲートと前記可動部材とを直線で結んだときの直線距離よりも長い距離をかけて遊技球が流下するように構成されており、

前記1つのユニットには、流下してくる遊技球をその後面において案内する前壁部が前記可動部材の前方に設けられてなる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

そこで、本発明は上記の実情に鑑み、遊技者の興趣が低下するのを抑制することが可能な遊技機の提供を課題とするものである。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0007****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0007】**

手段1：遊技球を受け入れ可能な始動口と、前記始動口への遊技球の受け入れに基づき特別抽選を行う特別抽選手段とを備え、前記特別抽選の結果が当たりであることにもとづいて特別遊技が実行される遊技機であって、

前記始動口の上流側に設けられるゲートと、

前記ゲートを遊技球が通過したことにもとづいて普通抽選を行う普通抽選手段と、

前記始動口への遊技球の受け入れが容易化されるように動作可能な可動部材と、

前記ゲートを通過した遊技球が前記可動部材の可動領域に至るまでの球通路と、

前記普通抽選手段による普通抽選の結果に応じて前記可動部材を動作させることにより前記始動口への遊技球の受け入れを容易化させる制御を実行可能な可動部材制御手段と、を備え、

1つのユニットに設けられる前記ゲートを通過した遊技球が、同じユニットに設けられる前記始動口に、この遊技球自身の通過に基づき行われる前記普通抽選の結果に応じた前記可動部材の動作によって受入可能に構成され、

前記ゲートを通過して前記可動部材の可動領域に至るまで、前記ゲートと前記可動部材とを直線で結んだときの直線距離よりも長い距離をかけて遊技球が流下するように構成されており、

前記1つのユニットには、流下してくる遊技球をその後面において案内する前壁部が前記可動部材の前方に設けられてなる

ことを特徴とする。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0061****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0061】**

本発明の遊技機においては、遊技者の興趣が低下するのを抑制することが可能な遊技機を提供することができる。